

贈与により財産を取得した方へ

○暦年課税

直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により財産を取得した20歳以上の方については、「特例税率」を適用して税額の計算をします。

※『特例税率』を適用する場合(贈与された財産の価額から基礎控除額(110万)を差し引いた金額が300万円を超える場合)には、贈与により財産を取得した人の戸籍謄本又は抄本などで、その人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。

ただし過去の年分において同じ贈与者からの贈与について、『特例税率』の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の『過去の贈与税の申告状況』欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

○相続時精算課税

適用対象者の要件は次のとおりです。

- ① 贈与者の要件は平成29年1月1日において原則として60歳以上の父母又は祖父母
- ② 受贈者の要件は平成29年1月1日において20歳以上の贈与者の子及び孫



国税庁ホームページでは、「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、贈与税の申告書も作成できます。「確定申告書等作成コーナー」を是非、ご利用ください。

www.nta.go.jp 詳しくは **国税庁** で **検索**

香川県中讃保健福祉事務所(中讃保健所)からのお知らせ

3月は自殺対策強化月間です。

例年、月別自殺者数の最も多い3月は「自殺対策強化月間」です。自殺は身近な問題です。



(警察庁「自殺統計」より)

香川県の平成28年の自殺者数は
170人(前年比8人増)。

年代別では、**30代から60代の働き盛りの男性**の自殺が多くなっています。



香川県ゲートキーパー
推進キャラクター「きーもん」

当事務所では、職場の人間関係やストレス、お酒の問題等、こころの不調で悩んでいる本人やご家族等の相談に応じています。「最近よく眠れない。」「ずっと食欲がない。」「まったく自信が持てない。」等、こころの不調に気づいたら、「こころの電話相談」をご利用ください。

大切な人の「変化」に気づくために

- <気づき> 家族や仲間の変化に気づいて、声をかける
- <傾聴> 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
- <つなぎ> 早めに専門家に相談するよう促す
- <見守り> 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

「こころの電話相談」

香川県中讃保健福祉事務所
保健対策第二課

【住所】丸亀市土器町東八丁目526

【電話番号】0877-24-9963

(平日8時30分~17時15分)